

口座振替による県税の収納事務取扱要綱について

平成元年5月26日 税第38号
総務部長

個人事業税の納付について、納税者の利便の向上及び事務の簡素合理化を目的として、取扱金融機関及び指定口座の範囲の拡大並びに磁気テープによる口座振替等の方法を導入するなどの改善策を実施することとして別紙のとおり要綱を制定したので、事務処理に遺憾のないようにされたい。

なお、この要綱の施行に伴い、「県税の口座振替による収納事務取扱要綱について(昭和44.7.16 税第168号)」の通達は廃止したので了知されたい。

別紙

口座振替による県税の収納事務取扱要綱

1 目的

この要綱は、県税を口座振替又は自動払込み(以下「口座振替」という。)の方法によつて収納する場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

2 対象税目

個人事業税及び定期課税に係る自動車税の種別割とする。

3 対象者

4の取扱金融機関に預金口座又は貯金口座(以下「預(貯)金口座」という。)を所有する納税者で、当該取扱金融機関に口座振替依頼書(解除・停止届出書)・自動払込利用申込書(廃止届書)(第1号様式。以下「口座振替依頼書」という。)を提出した者とする。

4 取扱金融機関

神奈川県指定金融機関(以下「指定金融機関」という。)、神奈川県指定代理金融機関(以下「指定代理金融機関」という。)及び神奈川県収納代理金融機関(以下「収納代理金融機関」という。)のうち納税者が指定した金融機関とする。

5 指定預(貯)金口座

指定預(貯)金口座は、取扱金融機関に設けた当座預金、普通預金(株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」という。)における通常貯金を含む。)、納税準備預金又は納税貯蓄組合預金のうち、納税者が指定した納税者本人又は納税者の親族その他これに類する者の名義の預(貯)金口座とする。

6 申込手続

(1) 納税者は、口座振替による納税を希望するときは、口座振替依頼書を取扱金融機関等へ提出する。

なお、口座振替依頼書を県税事務所又は自動車税管理事務所において受け付けた場合は、これを取扱金融機関へ送付(ゆうちょ銀行に係るものにあつては、口座振替依頼書の右上部余白に(収)と表示した上、横浜貯金事務センターへ送付)するとともに、その控えを納税者に交付する。

- (2) 取扱金融機関は、口座振替依頼書を受理したときは、指定預(貯)金口座等を確認した上で、直ちに口座振替受付確認通知書(解除・停止届出通知書)・自動払込受付通知書(廃止届通知書)(第2号様式。以下「受付確認通知書」という。)に当該取扱金融機関の確認印(ゆうちょ銀行にあつては取扱日付印)を押印し、これを口座振替依頼書記載の送付先事務所へ送付する。

ただし、送付先事務所が記載されていない場合は、個人事業税に係るものにあつては納税者の所在(住所)地を所管する県税事務所へ、自動車税の種別割に係るものにあつては自動車税管理事務所へ送付する。

- (3) (2)により送付のあつた受付確認通知書が他の事務所で取り扱うものと判明した場合は、当該他の事務所に受付確認通知書を転送する。
- (4) (3)により受付確認通知書の送付を受けた事務所は取扱金融機関に、当該事務所において口座振替に係る事務を処理する旨を連絡し、必要に応じて調整を行う。

7 納税通知書等の送付手続

- (1) 県税事務所長は個人事業税口座振替用の納税通知書(神奈川県県税条例施行規則(以下「規則」という。)第68号様式)を、自動車税管理事務所長は自動車税種別割口座振替用の納税通知書(規則第132号様式の2)を直接納税者に送付する。

- (2) 県税事務所長又は自動車税管理事務所長(以下「所長」という。)は、(1)により納税通知書を送付した納税者について口座振替により収納しようとする場合は、口座振替依頼明細書兼結果報告書(第3号様式。以下「依頼明細書兼結果報告書」という。)及び口座振替払込書(第5号様式)を振替日の5営業日前までに別表1に掲げる取扱金融機関の特定店舗(依頼明細書兼結果報告書等の送付先として、あらかじめ取扱金融機関が届け出た店舗をいう。以下同じ。)又はゆうちょ銀行横浜港店へ到達するように送付することにより収納額等の通知をする。

なお、この場合において、自動車税の種別割については、納税者から口座振替の停止に係る申出があつたものを除くとともに、5月15日が振替日でおおむね4月の第3週目までに減額し、又はおおむね4月の第4週目までに納付があつたものについては減額した額又は納付額を、5月31日が振替日でおおむね5月の第2週目までに減額し、又はおおむね5月の第3週目までに納付があつたものについては減額した額又は納付額を、それぞれ差し引いた税額を通知する。この際、大口自動車所有者に対しては、自動車税種別割口座振替納付額変更内訳書(大口所有者用)(第5号様式の2)を送付する。

- (3) 税務指導課長は、磁気テープ又は光ディスク(以下「電磁的記録媒体」という。)により振替収納手続を行う取扱金融機関については、(2)の送付書類とは別に口座振替に係る電磁的記録媒体に磁気テープ・光ディスク送付書(口座振替用)(第6号様式)を添えて振替日の5営業日前までに所定の送付先へ送付する。
- (4) 税務指導課長は、コンピュータと通信回線を利用したデータの伝送(以下「データ伝送」という。)により振替収納手続を行う取扱金融機関については、(2)の送付書

類とは別に口座振替に必要なデータ(以下「口座振替依頼データ」という。)を振替日の5営業日前までに所定の伝送先へ送信する。

- (5) (2)の場合において、所長は、当該取扱金融機関のうち電子計算組織により自店で結果報告書を作成するもの及びゆうちょ銀行に係るものについては、依頼明細書兼結果報告書を送付しない。

8 振替日

振替日は、個人事業税にあつては納期限とし、自動車税の種別割にあつては5月15日又は5月31日のいずれかの日で、納税者が口座振替依頼書により指定した日とする。ただし、振替日が指定されていない場合は、5月31日を振替日とする。

なお、これらの日が地方税法第20条の5第2項に規定する日に該当する場合は、その翌日を振替日とする。

9 振替収納手続

取扱金融機関の振替収納手続の具体的な取扱いは次によるものとする。

なお、別表1に掲げる取扱金融機関は、特定店舗等(変更)届出書(第7号様式)により振替収納手続の方法及び収納場所等を届け出るものとし、ゆうちょ銀行は、県とあらかじめ自動払込取扱確認書及び振替口座預り金払出請求書により取り決めた振替収納手続の方法等により取り扱うものとする。

(1) 別表1に掲げる取扱金融機関における振替収納手続

ア 電磁的記録媒体による場合

- (ア) 送付された電磁的記録媒体により指定された振替日に振替手続を行う。
- (イ) 預金不足等の理由により振替日に振替不能のものがあるときは、電磁的記録媒体に振替結果を記録した上、依頼明細書兼結果報告書にその理由を記載する(電子計算組織により依頼明細書兼結果報告書を作成する場合も同様に振替結果を表示する。)。また、振替不能金額及び振替不能件数を口座振替払込書に記載する。
- (ウ) 振り替えた収納金については、収納金額及び件数が依頼明細書兼結果報告書の振替結果金額等と一致することを確認した上、口座振替払込書により収納する。
- (エ) 口座振替払込書の領収済通知書については、当日の他の公金収納分と合わせて収納金内訳処理伝票等(公金事務に係る伝票)を作成し、原則として依頼明細書兼結果報告書を添えて所定の期日までに指定金融機関又は指定代理金融機関へ送付する。依頼全件が振替不能となった場合も、口座振替払込書の所定欄に記載し、取扱印を押印の上、当該領収済通知書を送付するものとする。
- (オ) 振替結果を記録した電磁的記録媒体は、県が領収済通知書に係る収納データの作成を委託している者に磁気テープ・光ディスク返却書(口座振替用)(第8号様式)を添えて所定の期限までに返却する。

なお、依頼明細書兼結果報告書を指定金融機関又は指定代理金融機関へ送付しなかつたときは、電磁的記録媒体と併せて送付する。

イ データ伝送による場合

- (ア) 送信された口座振替依頼データにより指定された振替日に振替手続きを行う。
- (イ) 預金不足等の理由により振替日に振替不能のものがあるときは、(ア)のデータに振替結果を付与した上、振替不能金額及び振替不能件数を口座振替払込書に記載する。
- (ウ) 振り替えた収納金については、収納金額及び件数を記載した口座振替払込書により収納する。
- (エ) 口座振替払込書の領収済通知書については、当日の他の公金収納分と合わせて収納金内訳処理伝票等(公金事務に係る伝票)を作成し、所定の期日までに指定金融機関又は指定代理金融機関へ送付する。依頼全件が振替不能となった場合も、口座振替払込書の所定欄に記載し、取扱印を押印の上、当該領収済通知書を送付するものとする。

ウ 電磁的記録媒体及びデータ伝送によらない場合

- (ア) 取扱金融機関の特定店舗は、当該特定店舗で一括して収納する場合を除き、送付された依頼明細書兼結果報告書及び口座振替払込書を各店舗に送付する。
- (イ) 取扱金融機関は、送付された依頼明細書兼結果報告書により指定された振替日に振替手続きを行う。
- (ウ) 預金不足等の理由により振替日に振替不能のものがあるときは、依頼明細書兼結果報告書にその理由を記載するとともに振替不能(停止)連絡書(第9号様式)を作成する。また、振替不能金額及び振替不能件数を口座振替払込書に記載する。
- (エ) 振り替えた収納金については、収納金額及び件数が依頼明細書兼結果報告書の振替結果金額等と一致することを確認した上、口座振替払込書により収納する。
- (オ) 口座振替払込書の領収済通知書については、当日の他の公金収納分と合わせて収納金内訳処理伝票等を作成し、振替不能のものがあるときは、(ウ)で作成した振替不能(停止)連絡書を添えて依頼明細書兼結果報告書と併せて所定の期日までに指定金融機関又は指定代理金融機関へ送付する。依頼全件が振替不能となった場合も、口座振替払込書の所定欄に記載し、取扱印を押印の上、当該領収済通知書を送付するものとする。

(2) ゆうちょ銀行における振替収納手続

- ア 横浜貯金事務センターにおいて、送信された口座振替依頼データにより指定された振替日に振替手続きを行う。
- イ 貯金の残高不足等の理由により振替日に振替不能のものがあるときは、アのデータに振替結果を付与するとともに、自動払込総括表及び振替結果別の個別内訳表を作成する。この場合、自動払込総括表の写しを加入者払出店である横浜港店へ、振替受払通知票を税務指導課長へそれぞれ送付する。
- ウ 横浜港店は、送付された自動払込総括表の写しに基づき、振替不能金額及び振

替不能件数を口座振替払込書に記載する。また、振り替えた収納金については、収納金額及び件数が一致することを確認し、口座振替払込書により収納する。

エ 口座振替払込書の領収済通知書については、当日の他の公金収納分と合わせて収納金内訳処理伝票等を作成し、所定の期日までに指定金融機関(横浜銀行県庁支店)へ送付する。依頼全件が振替不能となった場合も、口座振替払込書の所定欄に記載し、取扱印を押印の上、当該領収済通知書を送付するものとする。

10 個人事業税が口座振替済みであることの確認の請求

個人事業税を口座振替により納付した納税者又はその代理人(以下「納税者等」という。)から、その納付の確認について、個人事業税口座振替済確認請求書兼確認書(第19号様式。以下「確認書」という。)により請求があった場合には、県税事務所の担当者は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 請求を行った納税者等(以下「請求者等」という。)についての本人確認を行う。
なお、請求者が当該納付した個人事業税の納税通知書を提示した場合には、当該提示をもって、本人確認を行ったものとして取扱う。
- (2) 本人確認を了した確認書の記載内容に相違がないことをオンライン端末機により確認する。
- (3) オンライン端末機による確認を了した確認書については、その写しにより所長決裁を受け、公印を押印した原本を請求者に交付する。
- (4) 確認書の事務処理は、その確認書に記載のある個人事業税を課税した県税事務所において行う。
- (5) 一の納付分について、複数の確認書による請求があった場合には、そのすべてについて交付の処理を行って差し支えない。

11 口座振替の契約(利用申込)の解除等

- (1) 納税者は、口座振替の契約(利用申込)を解除若しくは停止又は廃止しようとするときは、所要の事項を記載した口座振替依頼書を取扱金融機関へ提出する。
- (2) 取扱金融機関は、(1)の口座振替依頼書により口座振替の契約(利用申込)を解除若しくは停止又は廃止する場合は、受付確認通知書により所長に通知する。また、預金口座の解約等の理由により口座振替契約を解除する場合は、口座振替契約(口座解約等)解除通知書(第12号様式)(以下「解除通知書」という。)により所長に通知する。
- (3) 所長は、必要と認める場合において、振替日の3営業日前までに取扱金融機関に電話等で口座振替の停止について連絡した上で、口座振替(自動払込)停止依頼連絡票(個人事業税用)(第13号様式)又は口座振替(自動払込)停止依頼連絡票(自動車税種別割用)(第14号様式)を送付することにより口座振替を停止することができる。

12 取扱手数料

- (1) 別表1に掲げる取扱金融機関の取扱手数料
ア 取扱手数料は、取扱金融機関に口座振替(自動払込みを除く。)による納付を依頼した件数1件につき10円とする。

イ 取扱金融機関は、前年3月から2月までの分を取りまとめて、毎年3月5日までに、取扱手数料に消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税額」という。)を加えた額を県税口座振替取扱手数料請求書(第15号様式)により知事に請求する。

なお、当該請求書は、第15号様式に準じたもので差し支えないものとする。

ウ 知事は、イにより請求された取扱手数料の額及びその内訳等について適当と認める場合には、当該取扱手数料に消費税額を加えた額を毎年3月末日までに、取扱金融機関に支払う。

(2) ゆうちょ銀行の取扱手数料

ア 取扱手数料は、ゆうちょ銀行において自動払込みによる納付をした件数1件につき10円(消費税額を含む。)とする。(以下自動払込みに係る取扱手数料を「払込手数料」という。)

イ 横浜貯金事務センターは、払込手数料を1か月分取りまとめて、翌月の10日以降に、振替月まとめ料金通知書により口座加入者である神奈川県(総務局財政部税務指導課)に通知する。

ウ 税務指導課長は、自動払込みによる振替結果の実績を1か月分取りまとめて、自動払込振替結果報告書(第15号様式の2)を知事に提出する。

エ 知事は、イにより通知された払込手数料の額及びその内訳等についてウの報告書と照合の上適当と認める場合には、当該払込手数料の通知を受けた日の属する月の末日までに、所定の電信払込み請求書により加入者払出店(横浜港店)において加入口座に払い込む。

13 県税事務所等の内部事務

(1) 納税通知書及び依頼明細書等の確認

課税事務を担当する班は、電子計算組織により作成された納税通知書、依頼明細書兼結果報告書及び口座振替払込書の送付を受けた場合に、それぞれの件数が一致していることを確認した上、依頼明細書兼結果報告書及び口座振替払込書は、直ちに管理事務を担当する班(以下「管理班」という。)へ送付する。

(2) 振替納付依頼事務

管理班は、(1)により送付を受けた依頼明細書兼結果報告書及び口座振替払込書を取扱金融機関ごとに区分けして、取扱金融機関の特定店舗又はゆうちょ銀行横浜港店へ送付する。

なお、送付書類の種類については、別表1及び別表2により確認する。

(3) 電子計算組織による処理

ア 自動車税の種別割に係る口座振替磁気ファイルは、税務指導課において管理する。

イ 県税事務所の管理班は、受付確認通知書又は口座振替契約書(口座解約等)解除通知書(以下「受付確認通知書等」という。)が個人事業税に係るものである場合は、オンライン端末機により個人事業税磁気ファイルに所要の入力を行う。

なお、受付確認通知書等が自動車税の種別割に係る内容を含むものである場合は、受付確認通知書等の写しを保管し、原本を自動車税管理事務所に送付するものとする。

ウ 自動車税管理事務所の管理班は、受付確認通知書等が自動車税の種別割に係るものである場合は、オンライン端末機により、自動車税の種別割に係る口座振替磁気ファイルに所要の入力を行う。

なお、受付確認通知書等が個人事業税に係る内容を含むものである場合は、受付確認通知書等を複写の上、当該受付確認通知書等に係る納税義務者の個人事業税を所管する県税事務所に送付するものとする。

エ イ又はウにより入力事務を了した受付確認通知書等については、速やかにオンライン端末機又は出力される口座振替名簿更新チェックリストにより入力事項の照合を行うとともに、正しく入力されていることを確認したものについては、その受付確認通知書等の電算入力確認印欄に確認者印を押印する。

オ 自動車税の種別割については、毎年2月、3月、4月、8月、10月及び12月に口座振替磁気ファイルに基づき口座振替の対象となる自動車の特定を行い、口座振替情報に係る情報を自動車税種別割磁気ファイルに収録(以下「口座振替情報一括付与」という。)する。また、これにより口座振替情報一括付与更新リスト等(以下「更新リスト等」という。)が送付された場合は、自動車税管理事務所において処理結果の確認を行うものとし、口座振替情報一括付与に漏れ等があるときは、口座振替磁気ファイル又は自動車税種別割磁気ファイルの訂正をオンライン端末機により行う。

なお、更新リスト等により、口座振替情報一括付与が正しく行われていることを確認した場合は、受付確認通知書等の電算入力確認印欄に確認者印を押印する。

カ 県税事務所において、「神奈川県県税取扱要領について(昭和45.12.15 45税第255号)」(以下「県税取扱要領」という。)第2章第9節第4の規定により所要の処理を行った自動車税種別割照会票(県税取扱要領第127号様式)のうち、口座振替磁気ファイルが作成されているものについては、別に取りまとめた上で、送付書(県税取扱要領第127号様式の3)を添付して自動車税管理事務所長へ送付する。

キ 自動車税管理事務所は、カにより送付された自動車税種別割照会票に基づき、口座振替磁気ファイルに所要の入力を行うとともに、入力を了したものについては、オンライン端末機又は出力される口座振替磁気ファイル更新チェックリストにより入力事項の確認を行う。

(4) 受付確認通知書等の整理保管

ア 管理班は、受付確認通知書等を納税義務者番号順その他の方法により整理保管するものとし、新たに受付確認通知書等が送付された場合は、その都度、加除して常に現況を明確にしておく。

イ 個人事業税において、県税取扱要領第2章第4節第7の規定により、受付確認

通知書等の送付を行う県税事務所の管理班は、送付を受ける県税事務所の管理班へ所要の連絡を行う。

ウ イにより連絡及び送付を受けた転入事務所の管理班は、納税者に連絡し、納税者が引き続き口座振替による納税を希望するときは、再度口座振替依頼書を取扱金融機関等へ提出させる。

(5) 自動車税の種別割の振替日の変更に係る取扱い

ア 納税者は、自動車税の種別割に係る振替日の変更を希望するときは、自動車税種別割口座振替日変更申出書(第20号様式)を自動車税管理事務所長に提出する。

イ 県税事務所においてアの申出書の提出があった場合は、速やかに自動車税管理事務所へ送付する。

ウ 自動車税管理事務所は、アによる提出又はイによる送付のあった申出書に基づき、オンライン端末機により振替日変更に係る入力を行う。

(6) 口座振替の停止(除外)に係る取扱い

ア 納税者から口座振替を停止したい旨の申出(自動車税の種別割にあつては、特定の自動車についての申出を含む。)があつた場合は、次の区分により取り扱う。

(ア) 申出の理由が次に掲げるものに該当する場合は、その申出に係る口座振替に限り、口座振替の停止(以下「振替停止」という。)を行う。

- a 預(貯)金の不足により振替不能となることが確実なとき。
- b 別途納付したとき。
- c その他 a 又は b に準ずるとき。

(イ) 自動車税の種別割において、申出の理由が次に掲げるものに該当する場合は、申出を受けた年度以降も申出があつた自動車について、口座振替の対象から除外(以下「振替除外」という。)する。

なお、b 又は c (b に準ずるときに該当するものに限る。)に掲げる理由により申出があつた場合において、その理由が消滅したときは、その旨、申し出るよう指導する。

- a 下取り等により譲渡した自動車の名義変更が賦課期日以後となつたとき。
- b 自動車が盗難にあつたときや所在不明であるとき。
- c その他 a 又は b に準ずるとき。

イ 納税者から口座振替の契約(利用申込)を解除し、又は廃止する旨の申出があつた場合で、当該解除又は廃止の処理が納税通知書の発付に係る事務処理の期限に間に合わないと認められるときは、当該申出に係る口座振替の契約(利用申込)の対象である個人事業税及び自動車税の種別割について振替除外する。

この場合には、納税者に対し、速やかに12(1)の手続を行うよう指導する。

また、納税者が12(1)の手続を了した場合であっても、その処理が所定の期限に間に合わないと認められるときは、同様に振替除外する。

ウ 振替不能分に係る口座振替不能データ一覧表(以下「不能データ一覧表」とい

う。)の結果欄に「2」(口座解約等該当なし)が記載されているものについて、取扱金融機関から解除通知書による通知がない場合は、取扱金融機関に当該口座が解約済みであることを確認の上、解約済みの口座について口座振替の依頼をすることがないように振替除外しておくものとする。

エ アの申出を受け付けた担当者又はイ若しくはウの状況を把握した担当者は、大口自動車所有者から自動車税種別割口座振替(自動払込)対象自動車除外申出書(第16号様式の2)による申出があつた場合を除き、口座振替の停止(除外)に係る確認書(第16号様式)(以下「停止(除外)に係る確認書」という。)を作成し、調査統計担当課長の決裁を受けた上でオンライン端末機により振替停止又は振替除外に係る入力を行う。

なお、入力を了したのものについては、口座振替担当職員が口座振替停止(除外)受付整理簿(第17号様式)により管理する。

オ 県税事務所において、自動車税の種別割に係るアの申出を受け付けた場合又はイ若しくはウの状況を把握した場合は、オンライン端末機により指定された振替日を確認し、当該指定された振替日が5月15日であるときは毎年5月10日までに、5月31日であるときは毎年5月25日までにそれぞれ停止(除外)に係る確認書の写しを自動車税管理事務所へ送付する。また、振替停止又は振替除外に係る所定の入力期限までに入力ができなかつたものは、直ちに自動車税管理事務所へ連絡するとともにオンライン端末機により所要の入力を行い、停止(除外)に係る確認書の写しを送付する。また、連絡を受けた自動車税管理事務所は、12(3)により処理する。

カ ア(イ)のなお書きにより振替除外の取消しの申出を受けたときは、オンライン端末機により当該取消しの入力をするとともに、自動車税管理事務所へ連絡する。また、連絡を受けた自動車税管理事務所は、当初の申出に係る停止(除外)に係る確認書の余白に振替除外の取消し理由を記載しておく。

(7) 収納の確認

調査統計事務を担当する班は、指定金融機関及び指定代理金融機関から送付される口座振替払込書に係る領収済通知書を収入日計表(その2)(県税取扱要領第183号様式の2)及び不能データ一覧表等により照合する。この場合において振替不能があるときは、不能データ一覧表の振替結果コードの内容を確認する。また、電子計算組織等により公金収納事務の集中事務処理を統括する指定金融機関の店舗(以下「集中店」という。)からエラーリストの送付を受けた場合は、速やかに該当する口座振替払込書に係る領収済通知書及び振替不能(停止)連絡書を引き抜き、当該エラーに係る取扱金融機関のものについては、再入力が必要であるため、収納内訳処理伝票(県税取扱要領第176号様式)を作成した上、集中店へ送付する。

なお、照合を了した依頼明細書兼結果報告書等の管理・保管に当たっては、県税取扱要領で定める「領収済通知書」と読み替える。

(8) 振替不能分に係る取扱い

不能データ一覧表が送付された場合は、管理班において直ちに内容を確認の上、所内用納付(納入)書(規則第9号様式又は第9号様式の3)を作成し、振替不能についてのお知らせ(第18号様式。ただし、個人事業税にあっては第18号様式の2)とともに速やかに納税者に送付する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から、平成元年8月15日までの間において納期限の到来する個人事業税については、なお従前の例による。
- 3 この通達の12(1)の規定は、平成元年3月分は「4円」とあるのは「44円」とし、平成元年4月1日から同年8月15日までの間において納期限の到来する個人事業税は「4円」とあるのを「45円」とする。

(通達の廃止)

- 4 県税の口座振替による収納事務取扱要綱について(昭和44.7.16 税第168号)の通達は、廃止する。

附 則(平成元年税第85号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成元年税第138号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成2年税第50号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正後の12(1)の規定は、平成2年4月1日以降に振替納税を行うものから適用する。
- 3 この通達により新たに別表に加えられた取扱金融機関及び改正された取扱金融機関における振替納税については、平成2年5月1日以降に行うものとし、株式会社太陽神戸三井銀行における振替納税は、5月中に限り別表中「横浜支店」とあるのは「関内支店」、「中区本町2—20」とあるのは「中区尾上町3—35」と読み替えて取り扱うものとする。
- 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成3年税第2号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成4年税第32号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成4年税第203号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成5年税第249号)

この通達は、平成5年2月1日から施行する。

附 則(平成5年税第28号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成5年税第122号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成6年税第49号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成6年税第172号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成7年税第3号)

1 この通達は、通知の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成8年税第280号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成8年税第122号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成8年税第251号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 9 年税第 245 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 10 年税第 314 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 10 年税第 114 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正後の 12(1)の規定は、平成 10 年 4 月 1 日以降に振替納税を行うものから適用する。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 11 年税第 352 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 11 年税第 126 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 12 年税第 265 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 13 年税第 167 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 14 年税第 286 号)

- 1 この通達は、平成 14 年 11 月 15 日から施行する。
- 2 改正後の 6 から 13 までの規定及び様式は、平成 15 年 4 月 1 日以後を振替日とする県税について適用する。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、郵便局に係るものを除き、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 4 改正前の附則第 5 項の規定及び附則様式は、平成 15 年度分及び平成 16 年度分の自動車税については、なおその効力を有する。

附 則(平成 15 年税第 521 号)

- 1 この通達は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通達による改正後 12(1)の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以降に振替納税を行うものから適用する。

附 則(平成 16 年税第 562 号)

この通達は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年税第 457 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 18 年税第 26 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 19 年税第 36 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 20 年税第 11 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 21 年税第 31 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 21 年税第 87 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 22 年税第 399 号)

- 1 この通達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 23 年徴対第 30 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 26 年徴対第 92 号)

- 1 この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 26 年徴対第 64 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 28 年税指第 13 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 29 年税指第 85 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 30 年税指第 3 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(令和元年税指第 1002 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和元年税第 1206 号)

- 1 この通達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用する

ことができる。

附 則(令和2年税指第1079号)

- 1 この通達は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和2年税指第244号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(令和2年税指第1062号)

- 1 この通達は、令和2年9月23日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和3年税指第1064号)

- 1 この通達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和5年税指第1216号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和6年税指第1299号)

この通達は、通知の日から施行する。

別表1

金融機関名 (金融機関コード)	特定店舗	所在地等	収納場所	電磁的記録媒体の利用	データ伝送の利用	報告書の作成
株式会社横浜銀行 (0138—316)	県庁支店	〒231—0021 横浜市中区 日本大通1	特定店舗		○	

スルガ銀行株式会社 (0150—640)	本店	〒410—0891 静岡県沼津 市通横町23 (営業部)	特定店舗	○		○
株式会社みずほ銀行 (0001—357)	横浜支店	〒231—0005 横浜市中区 本町3—33	特定店舗		○	
株式会社三菱UFJ銀行 (0005—480)	横浜支店	〒231—0005 横浜市中区 本町3—27— 1	特定店舗	○		○
株式会社りそな銀行 (0010—709)	横浜支店	〒231—0014 横浜市中区 常盤町4—54	特定店舗	○		○
株式会社三井住友銀行 (0009—588)	横浜支店	〒231—0005 横浜市中区 本町2—20	特定店舗	○		○
株式会社群馬銀行 (0128—331)	横浜支店	〒231—0015 横浜市中区 尾上町6—81 ニッセイ横 浜尾上町ビ ル2階	特定店舗			
株式会社きらぼし銀行 (0137—037)	横浜支店	〒231—0005 横浜市中区 本町2—22	特定店舗	○		○
株式会社第四北越銀行 (0140—815)	横浜支店	〒231—0005 横浜市中区 本町4—40横 浜第一ビル5 階	特定店舗			
株式会社山梨中央銀行 (0142—)	本店	〒 400—8601 甲府市丸 の内1—20— 8	各店舗	○		○

株式会社北陸銀行 (0144—604)	横浜支店	〒221—0821 横浜市神奈 川区富家町1	特定店舗	○		
株式会社静岡銀行 (0149—511)	横浜支店	〒220—0011 横浜市西区 高島2—19— 12スカイビ ル22階	特定店舗	○		
三菱UFJ信託銀行株式 会社 (0288—)	横浜駅西 口支店	〒220—0005 横浜市西区 南幸1—3—1 (営業第二課)	各店舗			
みずほ信託銀行株式 会社 (0289—)	横浜支店	〒220—0004 横浜市西区 北幸1—6—1 (窓口相談課)	各店舗			
三井住友信託銀行株 式会社 (0294—325)	横浜駅西 口支店	〒220—0005 横浜市西区 南幸1—6—3 1	特定店舗	○		○
株式会社SBI新生銀行 (0397—670)	横浜支店	〒220—0005 横浜市西区 南幸1—1— 1JR横浜タ ワー17階	特定店舗			
株式会社あおぞら銀 行 (0398—121)	横浜支店	〒220—0005 横浜市西区 南幸1—1—1	特定店舗			
株式会社東日本銀行 (0525—502)	横浜支店	〒231—0007 横浜市中区 弁天通4—63 関内弁天通 ビル3階	特定店舗	○		○
株式会社東京スター 銀行	横浜支店	〒220—0004 横浜市西区	特定店舗	○		

(0526—201)		北幸1—4—1 横浜天理ビ ル1階				
株式会社神奈川銀行 (0530—201)	本店	〒231—0033 横浜市中区 長者町9—16 6 (事務集中部電 算第二課)	特定店舗	○		○
株式会社大光銀行 (0532—041)	横浜支店	〒231—0005 横浜市中区 本町4—43	各店舗			
株式会社静岡中央銀 行 (0538—)	横浜支店	〒235—0011 横浜市磯子 区丸山2—5 —1	特定店舗	○		○
横浜信用金庫 (1280—001)	本店	〒223—0059 横浜市港北 区北新横浜1 —5—7 (北新横浜事務 センター事務 部公金課)	特定店舗	○		○
かながわ信用金庫 (1281—001)	本店	〒238—0008 横須賀市大 滝町1—28 (営業部)	特定店舗	○		○
湘南信用金庫 (1282—001)	本店	〒238—0008 横須賀市大 滝町2—2 (事務部事務集 中課)	特定店舗	○		○
川崎信用金庫 (1283—001)	本店	〒210—0006 川崎市川崎 区砂子2—11	特定店舗	○		○

		—1 (事務部)				
平塚信用金庫 (1286—021)	本店	〒254—0043 平塚市紅谷 町11—19	特定店舗	○		○
さがみ信用金庫 (1288—001)	本店	(営業部) 〒250—0862 小田原市成 田132	特定店舗	○		○
中栄信用金庫 (1289—001)	本店	(事務集中部) 〒257—0036 秦野市元町1 —7	特定店舗	○		○
中南信用金庫 (1290—011)	本店	(総務部経理 課) 〒255—0003 中郡大磯町 大磯1133—1	特定店舗	○		○
さわやか信用金庫 (1310—019)	川崎支店	(経理部) 〒210—0837 川崎市川崎 区渡田1—1 —10	特定店舗	○		○
芝信用金庫 (1319—024)	川崎大師 支店	〒210—0802 川崎市川崎 区大師駅前1 —8—12	特定店舗	○		○
西武信用金庫 (1341—158)	橋本支店	〒252—0131 相模原市緑 区西橋本2— 4—12	特定店舗	○		
城南信用金庫 (1344—037)	溝ノ口支 店	〒213—0001 川崎市高津 区溝口1—14 —3	特定店舗	○		○

世田谷信用金庫 (1348—019)	宮崎台支店	〒216—0033 川崎市宮前 区宮崎2—11 —20	特定店舗	○		○
多摩信用金庫 (1360—)	相模原支店	〒252—0231 相模原市中 央区相模原5 —10—10	各店舗			
山梨信用金庫 (1386—)	本店	〒400—0032 山梨県甲府 市中央1—12 —36 (事務部事務集 中課)	各店舗	○		○
神奈川県医師信用組 合 (2304—001)	本店	〒231—0033 横浜市中区 長者町3—8 —11 (預金課)	特定店舗	○		○
神奈川県歯科医師信 用組合 (2305—001)	本店	〒231—0013 横浜市中区 住吉町6—68 —2 (総務部事務管 理課)	特定店舗	○		○
横浜幸銀信用組合 (2306—001)	本店	〒231—0048 横浜市中区 蓬莱町2—3 (総務部)	特定店舗	○		
信用組合横浜華銀 (2307—001)	本店	〒231—0023 横浜市中区 山下町154 (営業部)	特定店舗	○		○
ハナ信用組合 (2277—)	横浜支店	〒231—0033 横浜市中区	各店舗			

小田原第一信用組合 (2315—)	本店	長者町9丁目 138番長者町 マスダビル2 階 〒250—0011 小田原市栄 町1—5—17 オゾン3二号 館 (業務部)	各店舗	○	○
相愛信用組合 (2318—001)	本店	〒243—0303 愛甲郡愛川 町中津290	特定店舗	○	○
中央労働金庫 (2963—321)	横浜支店	〒231—8527 横浜市中区 山下町24—1	特定店舗	○	○
横浜農業協同組合 (5114—001)	本店	〒241—0821 横浜市旭区 二俣川1—6 —21 (信用営業部)	特定店舗	○	○
セレサ川崎農業協同 組合 (5123—001)	本店	〒216—0033 川崎市宮前 区宮崎2—13 —38 (資金部資金 課)	特定店舗	○	○
よこすか葉山農業協 同組合 (5128—001)	本所	〒239—0831 横須賀市久 里浜1—17— 10 (金融共済部金 融課)	特定店舗	○	○
三浦市農業協同組合 (5130—001)	本所	〒238—0111 三浦市初声	特定店舗	○	○

さがみ農業協同組合 (5131—001)	本所	町下宮田302 4—1 (金融共済部) 〒252—0804 藤沢市湘南 台5—14—10 (金融推進部貯 金課)	特定店舗	○	○
湘南農業協同組合 (5137—001)	本店	〒259—1142 伊勢原市田 中250 (金融部金融業 務課)	特定店舗	○	○
秦野市農業協同組合 (5140—001)	本所	〒257—0015 秦野市平沢4 77 (信用課)	特定店舗	○	○
かながわ西湘農業協 同組合 (5147—001)	本所	〒250—0874 小田原市鴨 宮627 (金融部業務 課)	特定店舗	○	○
厚木市農業協同組合 (5152—001)	本所	〒243—0004 厚木市水引2 —9—2 (金融共済部)	特定店舗	○	○
県央愛川農業協同組 合 (5153—001)	本所	〒243—0308 愛甲郡愛川 町三増891 (事業本部信用 共済部)	特定店舗	○	○
相模原市農業協同組 合 (5159—001)	本所	〒252—0237 相模原市中 央区千代田1 —2—17	特定店舗	○	○

神奈川県つくい農業協 同組合 (5162—001)	本店	(金融部貯金業 務課) 〒252—5185 相模原市緑 区中野550	特定店舗	○		○
神奈川県信用農業協 同組合連合会 (3014—001)	本所	(金融共済部信 用課) 〒231—8806 横浜市中区 海岸通1—2 —2	特定店舗	○		○

備考

- 1 電磁的記録媒体及びデータ伝送の利用欄は、電磁的記録媒体又はデータ伝送を利用する場合に「○」で表示した。
- 2 報告書の作成欄は、電磁的記録媒体を利用する取扱金融機関において結果報告書を作成する場合は、「○」で表示した。

別表2

収納代理金融機関(ゆう ちょ銀行に限る。)	所在地	事務取扱いの範囲
横浜貯金事務センター	〒224—8794 横浜市都筑区茅ヶ崎中央3 8	自動払込みによる振替手続、自動払込 総括表等の作成及び取扱手数料に関 する事務を行う。
横浜港店	〒231—8799 横浜市中区日本大通5—3	加入者払出店として自動払込みによ る収納事務を行う。

神奈川県

口座振替依頼書(解除・停止届出書)
自動払込利用申込書(廃止届書)

金融機関 御中

申込日 年 月 日

新規申込	私は、次の県税について口座振替(自動払込み)により納付することとしたいので、必要な手続きについて、下記の約定を確認の上、依頼します。	解除・停止(廃止)	私は、次の県税について口座振替(自動払込み)による契約(利用申込)を解除・停止(廃止)したいので、届けます。
------	--------------------------------------------------------------------	-----------	--------------------------------------------------------

納税義務者名	住(居)所等	〒 ー 棟 号									
	(フリガナ)										
	氏名 (法人の名称)									電話番号	()

指定預(貯)金口座	金融機関	銀行 労働金庫 本店(所) 金庫 信用組合 支店(所) 信用金庫 協同組合 出張所														
		金融機関コード				店舗コード				預金別	1 普通預金 2 当座預金 3 納税準備預金等		口座番号			
		ゆうちょ銀行	加入者名		神奈川県		口座番号			00280-9-960574						
口座名義人	種目コード	1	6	6	種別コード	3	5	通帳記号	1	通帳番号	0					
		1	7	6		1										
住(居)所等	棟 号															
(フリガナ)																
氏名 (法人の名称)									届出印	Ⓜ			※ 口座番号及び通帳番号は右詰めで記入してください。			

対象税目	自動車税の種別割	振替日は 5月15日 5月31日 を指定します。 (振替日が土曜、休日の場合は翌営業日)
	個人事業税	振替日は納税通知書に記載された納期限となります。

※ 自動車税の種別割を希望される方は、自動車登録番号(複数お持ちの方は、どれか1台)を記入してください。
(自動車税の種別割の口座振替の手続は、納税義務者の方がお持ちの自動車に加えて、今後新たにお持ちになる自動車についても適用されます。)

自動車登録番号	横浜 川崎 相模 湘南	□□□-□-□□□□□□	軽自動車、二輪車及び神奈川県外の登録番号の自動車は除きます。
---------	----------------	--------------	--------------------------------

※ 送付先事務所の番号を、○で囲んでください。なお、送付先事務所は、記入例(1枚目裏)下段の「送付先事務所別所管区域一覧」で必ず確認してください。

送付先事務所	対象税目に個人事業税を含む場合			対象税目が自動車税の種別割の場合
	① 横浜県税	⑤ 川崎県税	⑨ 平塚県税	
	② 神奈川県税	⑥ 高津県税	⑩ 藤沢県税	
	③ 緑県税	⑦ 相模原県税	⑪ 小田原県税	
	④ 戸塚県税	⑧ 横須賀県税	⑫ 厚木県税	
			⑬ 自動車税管理	

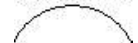
留意事項

- 指定預(貯)金口座の口座名義人は、納税者本人又は納税者の親族等に限りませう。
- 指定預(貯)金口座から納付された県税につき、過誤納等還付金が生じた場合は、指定預(貯)金口座に還付金を振り込むこととなります。
- 氏名や住所に変更があったときや、振替口座や口座名義を変更するときなどは、あらかじめ手続をしていただく必要があります。詳しくは、裏面の県税事務所又は自動車税管理事務所(個人事業税は除く)までお問い合わせください。

約定

- この口座振替(自動払込)手続については、当座勘定約定又は預(貯)金規定にかかわらず、当座小切手の振出、預(貯)金通帳及び預(貯)金払戻請求書の提出などすることなく、貴店の所定の方法で処理されること。
- 指定預(貯)金口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく振替不能の扱いをされても異議がないこと。
- この契約(利用申込)を解除・停止(廃止)する場合には、私から貴店に書面で届け出るとともに、県税事務所又は自動車税管理事務所へ連絡すること。
- この契約(利用申込)は、貴店が必要と認めた場合は私に通知することなく解除・停止(廃止)されても異議がないこと。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店に責任がある場合を除き貴店に迷惑をかけないこと。

取扱店日付印



口座振替受付確認通知書(解除・停止届出通知書)

自動払込受付通知書(廃止届通知書)

神奈川県 事務所長殿

申込日 年 月 日

新規申込	私は、次の県税について口座振替(自動払込み)により納付することとしたいので、必要な手続きについて、下記の約定を確認の上、依頼します。	解除・停止(廃止)	私は、次の県税について口座振替(自動払込み)による契約(利用申込)を解除・停止(廃止)したいので、届けます。
------	--------------------------------------------------------------------	-----------	--------------------------------------------------------

住所コード											
納税義務者名	住(居)所等	棟 号									
	(フリガナ)										
	氏名 (法人の名称)						電話番号	()			

指定預(貯)金口座	金融機関	銀行 労働金庫 本店(所) 金庫 信用組合 支店(所) 信用金庫 協同組合 出張所											
	金融機関コード			店舗コード			預金別	1 普通預金 2 当座預金 3 納税準備預金等		口座番号			
	加入者名	神奈川県			口座番号		00280—9—960574						
ゆうちょ銀行	種目コード	1 6 6	種別コード	3 5	通帳記号	1	0	通帳番号					

口座名義人	住(居)所等	棟 号									
	(フリガナ)										
	氏名 (法人の名称)										

対象税目	自動車税の種別割	振替日は 5月15日 5月31日 を指定します。 (振替日が土曜、休日の場合は翌営業日)
	個人事業税	振替日は納税通知書に記載された納期限となります。

※ 自動車税の種別割を希望される方は、自動車登録番号(複数お持ちの方は、どれか1台)を記入してください。
(自動車税の種別割の口座振替の手続は、納税義務者の方がお持ちの自動車に加えて、今後新たにお持ちになる自動車についても適用されます。)

自動車登録番号	横浜 川崎 相模 湘南	□□□□-□□□□□□	軽自動車、二輪車及び神奈川県外の登録番号の自動車は除きます。
---------	----------------	-------------	--------------------------------

※ 送付先事務所の番号を、○で囲んでください。なお、送付先事務所は、記入例(1枚目裏)下段の「送付先事務所別所管区域一覧」で必ず確認してください。

送付先事務所	対象税目に個人事業税を含む場合						対象税目が自動車税の種別割場合
	① 横浜県税	⑤ 川崎県税	⑨ 平塚県税				
	② 神奈川県税	⑥ 高津県税	⑩ 藤沢県税				
	③ 緑県税	⑦ 相模原県税	⑪ 小田原県税				
	④ 戸塚県税	⑧ 横須賀県税	⑫ 厚木県税				⑬ 自動車税管理

指定預(貯)金口座から納付された県税につき、過誤納等還付金が生じた場合は、指定預(貯)金口座への還付金の振込みを依頼します。

※ 県税事務所等整理欄

自動車登録番号	個人事業税 納税通知書番号
	電算入力確認印欄
	入力済印 結果確認印付与確認印

上記の者から口座振替依頼書(解除・停止届出書)・自動払込利用申込書(廃止届書)の提出があり、今後発生するその者の上記の口座振替(自動払込み)をする県税については、その者が指定する預(貯)金口座から口座振替(自動払込み)により納付の手続をすることとし、又は、口座振替(自動払込み)の契約(利用申込)を解除・停止(廃止)したので通知します。

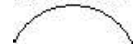
神奈川県 事務所長殿

年 月 日

金融機関確認印



取扱店日付印



口座振替依頼明細書兼結果報告書

ページ

年月日振替分

金融機関コード	金融機関名

年度 期・月分(随時分)

年 月 日依頼

神奈川県 事務所()

納税通知書番号等	納税義務者名	口座名義人	預金種別	口座番号	振替税額	振替結果		備考
						コード	理由	
5								
10								
15								
20								
合	振替依頼 (税額・件数)	円					件	
	振替不能 (税額・件数)	円					件	
計	振替結果 (税額・件数)	円					件	



県 税

都道府県コード 140007 領収済通知書

口座振替払込書
(納入者)

区分	収入年度	県税事務所コード	収納区分	税目コード
1	23	45	6	78

振替依頼税額	11十億	千	百	十	万	千	百	十	20円
件数	21	26							
振替不能税額	27十億	千	百	十	万	千	百	十	36円
件数	37	42							
振替収納税額	43十億	千	百	十	万	千	百	十	52円
件数	53	58							
振替日	5960年 6162月 6364日								

上記の金額を納付しましたので、通知します。

神奈川県 事務所出納員殿

取扱金融機関コード	65								71
-----------	----	--	--	--	--	--	--	--	----

領収日付印

都道府県コード 140007 払込書(原符)

口座振替払込書
(納入者)

区分	収入年度	県税事務所コード	収納区分	税目コード
8				

振替依頼税額	百十億	千	百	十	万	千	百	十	円
件数		/							
振替不能税額	百十億	千	百	十	万	千	百	十	円
件数		/							
振替収納税額	百十億	千	百	十	万	千	百	十	円
件数		/							
振替日	年 月 日								

上記の金額を納付します。

神奈川県 事務所分

取扱金融機関コード									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

領収日付印

県 税

都道府県コード 140007 領収証書

口座振替払込書
(納入者)

区分	収入年度	県税事務所コード	収納区分	税目コード
8				

振替依頼税額	百十億	千	百	十	万	千	百	十	円
件数		/							
振替不能税額	百十億	千	百	十	万	千	百	十	円
件数		/							
振替収納税額	百十億	千	百	十	万	千	百	十	円
件数		/							
振替日	年 月 日								

上記の金額を領収しました。

神奈川県 事務所分

取扱金融機関コード									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

領収日付印

自動車税種別割口座振替納付額変更内訳書

先にあなたに送付した自動車税種別割納税通知書(口座振替用)に基づき、 年 月 日に口座振替等を行います。次に掲げる自動車に係る自動車税種別割については、抹消等の理由により減額したこと、納期前に納付があったこと等から口座振替等による納付税額が変更となりましたのでお知らせします。

ページ

年 度		一括納税番号 (大口コード)		
取扱金融機関				
自動車登録番号	納税通知書(口座振替用)の税額	変更後の振替税額	備 考	
5				
10				
15				
20				
22				
納税通知書(口座振替用)の税額の総額		変更後の振替税額の総額		
円		台(件)		円
				台(件)

年 月 日
様

神奈川県自動車税管理事務所長

特定店舗等(変更)届出書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
名称

次のとおり県税に係る口座振替の手続を行うこととしたいので届け出ます。

払込書等を送付する場所 (特定店舗)	所在地	
	名称及び連絡部署	
磁気テープの利用	1 利用する 2 利用しない	
光ディスクの利用	1 利用する 2 利用しない	
データ伝送の利用	1 利用する 2 利用しない	
収納取扱い場所	1 一特定店舗 2 各店舗	

磁気テープ・光ディスクを利用する場合	システム開発部署		
	連絡先(担当者)		
	磁気テープ・光ディスクの送付先	所在地	
		名称及び連絡部署	
報告書の作成	1 作成する 2 作成しない		
データ伝送する場合	システム開発部署		
	連絡先(担当者)		

第8号様式

(用紙 日本産業規格B5縦長型)

磁気テープ・光ディスク返却書(口座振替用)

年 月 日

神奈川県総務局財政部税務指導課長 殿

次のとおり口座振替(自動払込み)に係る磁気テープ・光ディスク(正)及び(副)を返却します。

振替日	税目	磁気テープ・光ディスク	依頼件数	依頼金額
・		本(枚)		円
取扱金融機関			振替件数	振替金額
				円

(上記を記入の上、磁気テープ・光ディスクと併せて必ず返却してください。)

《県税事務所等別集計表》

県税コード	事務所名	依頼件数	依頼金額	備考
10	横浜県税事務所		円	
12	神奈川県税事務所			
13	緑県税事務所			
20	戸塚県税事務所			
24	川崎県税事務所			
26	高津県税事務所			
28	横須賀県税事務所			
30	平塚県税事務所			
34	藤沢県税事務所			
36	小田原県税事務所			
38	相模原県税事務所			
42	厚木県税事務所			
60	自動車税管理事務所			
合計				

第9号様式

県 税

電
パ
ン
チ
算

振替不能(停止)連絡書

納 税 者 名	
------------------	--

区 分	収 入 年 度	預 金 種 別	口 座 番 号 (右詰めで記載すること。)							
1 W	2	3	4	5						11

カ ー ド	顧 客 番 号 (個人事業税用)															
	県 税 コ ー ド			税 目 コ ー ド		納 税 義 務 者 番 号						所 得 年				
12 1	13	14	15	16 1	17 2	18						25	26	27	28	32

カ ー ド	顧 客 番 号 (自動車税種別割用)														
	県 税 コ ー ド			税 目 コ ー ド		登 録 番 号 (一括納税番号) (英字) (カナ)									
12 2	13 6	14 0	15	16 5	17 0	18	19						27	28	32

振 替 不 能 (停 止) の 理 由	33	1	預金不足											
		2	預金取引なし											
		3	預金者の都合による振替停止											
		4	口座振替契約なし											
		8	委託者の都合による振替停止											
		9	その他()											
振 替 不 能 (停 止) 金 額		34	百万							千				円41

口座振替の依頼を受けたものについて、上記のとおり振替不能(停止)となりましたので連絡します。

年 月 日

神奈川県 事務所長 殿

取扱金融機関(金融機関コード)					
59					65

振 替 日					
元号	年	月	日		
令和	66	67	68	69	70 71

取 扱 印

第10号様式及び第11号様式 削除

第12号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

口座振替契約(口座解約等)解除通知書

年 月 日

神奈川県 事務所長 殿

(取扱金融機関)

下記の者の指定口座が解約されたことに伴い口座振替契約を解除しましたので通知します。

氏 名	預 金 種 別	口 座 番 号	※県税事務所整理 欄
			電算入力済確認印

備考 上記内容が記載されている一覧表の添付がある場合は、記入を省略することができます。

第13号様式(個人事業税用)

(用紙 日本産業規格A4横長型)

口座振替(自動払込)停止依頼連絡票(個人事業税用)

(取扱金融機関)

御中

年 月 日

県税事務所長

神奈川県

(振替日 年 月 日)

個人事業税に係る口座振替(自動払込み)を依頼しているものうち次に掲げるものについて口座振替(自動払込み)を停止していただきたく連絡します。

店舗コード (記号)	預金 種別	口座番号 (右詰めで記載)	顧客番号(納税通知書番号等)				氏名	備考
			果税	税目	納税義務者番号	所得 口座 名義 年度		
1			1	2				
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

(問合せ先 班)

担当者氏名

電話番号 ()

第14号様式(自動車税種別割用)

(用紙 日本産業規格A4横長型)

口座振替(自動払込)停止依頼連絡票(自動車税種別割用)

(取扱金融機関)

御中

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長



(振替日 年 月 日)

自動車税の種別割に係る口座振替(自動払込み)を依頼しているものうち次に掲げるものについて口座振替(自動払込み)を停止していただきます。

店舗コード (記号)	預金 種別	口座番号 (右詰めで記載)	顧客番号(納税通知書番号等)				氏名	備考
			県税	税目	自動車登録番号(一括納税番号)	口座 名義		
1			60	50				
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

(問合せ先

班)

担当者氏名

電話番号

()

県税口座振替取扱手数料請求書

年 月 日

神奈川県知事

殿

所在地

金融機関名

代表者氏名

県税口座振替取扱手数料について、次のとおり請求します。

請求金額	円
------	---

請求金額の内訳

税目	取扱期間	取扱件数 A	単価 B	小計 (A×B)C	消費税及び地 方消費税相当 額 D	計 C+D
個事業 人税		件	円	円	円	円
自 動 種 車 別 税 割						
計						

振込先

金融機関 支店名 預金種別 口座番号 口座名義人	
--------------------------------------	--

担当課係

担当者

電話番号

(内線)

第15号様式の2

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

自動払込振替結果報告書

第 号
年 月 日

神奈川県知事 殿

税務指導課長
担当者

次のとおり 年度 月分の自動払込みの振替結果について報告します。

税 目	振替依頼件数	振替不能件数	振替収納件数
	件	件	件

口座振替の停止(除外)に係る確認書

受付事務所 _____

受付 年月日	・	・	受付 整理番号	—	整理記号 (氏名カナ)	
-----------	---	---	------------	---	----------------	--

1	(納税義務者名)					
	住	所				
	氏	名				
	電	話				

2	(口座振替を停止又は除外しようとする対象)					
	税	目	個人事業税・自動車税の種別割			
	納税通知書番号 (自動車登録番号)					
	取扱金融機関					

3	(口座振替を停止又は除外しようとする理由)					

4	(申出又は指定預(貯)金口座を解約している場合の確認状況)					
	申出の状況	来所・電話・文書				
不能データ一覧表の送付に伴う指定預(貯)金口座を解約している場合の確認状況						
	確認の相手方					
	確認日	・	・			

[処理状況等整理欄]

処理区分	決 裁 欄	受付担当者	点検者	課長
振替停止・振替除外				
納付書の交付の有無	有り(交付・送付)・無し(納付済・その他)			
入力年月日	・	・		
取扱金融機関への 停止依頼年月日	・	・		

備考 県税事務所にあつては、確認書が自動車税の種別割に係るものである場合は、写しを自動車税管理事務所に送付すること。

自動車税種別割口座振替(自動払込)対象自動車除外申出書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

住所又は所在地	〒		
フリガナ			電話番号 ()
氏名又は名称			
法人の場合	代表者氏名		担当部署及び担当者氏名

次の自動車については、口座振替(自動払込み)の対象から除外してください。

自動車登録番号	登録年月日	自動車登録番号	登録年月日

備考 この申出書と併せて提出する「自動車税種別割一括納税対象除外(除外取消)申出書の所定の欄に記載がある場合又は一覧表の添付がある場合は、記入を省略することができます。

一括納税制度を御利用の方へ

上記の自動車を一括納税の対象からも除外する場合は、「自動車税種別割一括納税対象自動車除外(除外取消)申出書」を併せて提出してください。

なお、一括納税の対象から除外した自動車の納税通知書は個別に送付されます。

※事務所 処理欄	入力年月日	電算入力確認印欄	
		入力済印	結果確認印

第17号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

口座振替停止(除外)受付整理簿

(事務所)

整理番号	受付年月日	納税義務者名等	納税通知書番号 (自動車登録番号)	送付年月日
—
—
—
—
5 —
—
—
—
—
10 —
—
—
—
—
15 —
—
—
—
—
20 —
—
—
—
—
25 —

第18号様式

(用紙 縦8.2センチメートル 横9.5センチメートル)

振替不能についてのお知らせ

県税の納税につきましては、日ごろから御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、先にあなた様からの御依頼により指定された金融機関で振替日に振替納税の手続をしたところ、預(貯)金不足などの理由により振り替えることができませんでした。

については、納付書を送付しましたので、納付書裏面に記載の金融機関等で至急納付してください。

また、納期限を過ぎて納付される場合には、本税額のほかに法令に基づく延滞金が加算されることがあります。速やかに納付されない場合は、督促状が送付されることがありますので御承知ください。

なお、振替納税に係る口座を既に解約されている場合には、口座振替納税の依頼が解除されたものとして取り扱うことがありますので御了承ください。

年 月 日

神奈川県 事務所

振替不能についてのお知らせ

県税の納税につきましては、日ごろから御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、先にあなた様からの御依頼により指定された金融機関で振替日に振替納税の手続をしたところ、預(貯)金不足などの理由により振り替えることができませんでした。

つきましては、納付書を送付しましたので、納付書裏面に記載の金融機関等で至急納付してください。

納期限を過ぎて納付される場合には、本税額のほかに法令に基づく延滞金が加算されることがあります。また、速やかに納付されない場合は、督促状が送付されることがありますので御承知ください。

なお、振替納税に係る口座を既に解約されている場合には、口座振替納税の依頼が解除されたものとして取り扱うことがあります。

年 月 日

神奈川県 事務所

個人事業税口座振替済確認請求書兼確認書

県税事務所長 へ

請求日： 年 月 日

【納税義務者】

住 所
フリガナ 氏 名 (連絡先電話番号)

【代理人記入欄】

※ 代理人の方が請求される場合のみご記入ください。

住所

氏名

(連絡先電話番号)

※ 代理人の方が請求される場合は、委任状に記入押印の上、ご請求ください。

年度 期分 月 日 随時分 の個人事業税について、口座振替により納付済みであることを確認願います。

税 額	円
領 収 日 (口座引落日)	年 月 日
金 融 機 関	銀行 支店

上記のとおり口座振替による納付を確認しました。

年 月 日

神奈川県

県税事務所長

(注意事項)

- 本書は、個人事業税が口座振替により納税されていることを確認するものです。そのため、本書をもって納税証明書又は領収証書に代えることはできません。

令和 年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

自動車税種別割（県税）口座振替日変更申出書

私は、今後、自動車税種別割（県税）の口座振替日を { 5月15日 / 5月31日 } (振替が土曜、休日の場合は翌営業日) に変更します。

※今後ご希望の振替日を ○ で囲ってください。

納税義務者名記入欄
住(居)所等
氏名(法人の名称)
電話番号 () 法人の場合は、部署名・ご担当者名等

ご参考までに、所有されている自動車の登録番号(ナンバープレート)をご記入ください(複数所有されている場合はいずれか1台をご記入ください)。

(※)「横浜・川崎・相模・湘南」は該当を○で囲み、番号の数字は右詰でご記入ください。

横浜・川崎・相模・湘南 かな

(注意事項)

- 1. この様式による振替日変更は、毎年3月末日(必着)までに自動車税管理事務所又は各県税事務所に送達されたものが、その年の振替に反映されます。
2. 振替日の変更に係る手続きは、この様式の提出以外必要ありません(金融機関等への届出は不要です)。
3. 自動車を複数台所有されている場合、口座振替日を変更しますと、全ての自動車について振替日が変更となります。特定の自動車のみ振替日を変更することはできません。
4. この様式によって、あなた様と取引先金融機関との間の契約(口座振替申込)を解除・停止(廃止)することはできません。口座振替利用について、解除・停止(廃止)する場合は、別途手続きが必要となります。お取引先金融機関又は最寄りの県税事務所、自動車税管理事務所にお問い合わせください。
5. 送達の遅れ、納税義務者名相違や振替日の指定がない等記載事項に不備がある場合は、振替日変更の手続きが行われなことがあります。
6. 本様式の提出にあたり、振替日変更処理後に控え等の発行はありませんので、予めご了承ください。

【事務所処理欄】

受付事務所 入力確認印・年月日
事務所 入力済 結果確認